

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											継続支出の有無
内閣府	北方領土問題対策協会 8010505001641	千島歯舞諸島居住者連盟 2430005000850	援護事業補助金	218,360,331	-	平成28年3月31日	-	公社	国認定	国は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」において、北方領土問題が未解決であることから、北方領土元居住者に対する援護措置の充実強化を図るため必要な財政措置を講ずるとしており、当協会の法律においても援護事業は、協会が実施する事業の一つと位置付けられている。 こうした状況を踏まえ、元島民等は返還運動において重要な役割を果たしていることから、元島民等による返還運動や資料収集、元居住地への訪問を実施する元島民による当該団体を支援しているところであるが、点検の結果、援護事業の重要性から今後においても支援の推進を継続していくものとする。	有
内閣府	北方領土問題対策協会 8010505001641	北方領土復帰期成同盟 7430005000879	四島交流事業補助金	99,761,216	-	平成28年3月31日	-	公社	国認定	四島交流事業は、日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的としており、国は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」において、北方領土問題が解決されるまでの間、交流事業の積極的な推進に努めるとしており、当協会の法律においても交流事業は、協会が実施する事業の一つと位置付けられている。 こうした状況を踏まえ、北方領土問題の解決に寄与することから、道内関係者を対象とした交流事業を実施する当該団体を支援しているところであるが、点検の結果、交流事業の重要性から、今後においても支援の推進を継続していくものとする。	有
外務省	国際協力機構 (9010005014408)	国際厚生事業団 (1010405010138)	専門家等の派遣経費	10,284,872	-	平成27年6月26日 平成27年9月25日 平成27年11月27日 平成27年12月25日 平成28年3月25日 平成28年5月27日	-	公社	国認定	当機構の業務実施のため、継続支出する。	有
外務省	国際協力機構 (9010005014408)	青年海外協力協会 (8010005019069)	専門家等の派遣経費	335,997,860	-	平成27年6月26日 平成27年9月25日 平成27年11月27日 平成27年12月25日 平成28年3月25日 平成28年5月27日	-	公社	国認定	当機構の業務実施のため、継続支出する。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本プロサッカーリーグ 法人番号8010005018599	対象試合安定開催に必要な経費	520,000,000	-	平成27年5月29日 平成27年9月30日	-	公社	国認定	日本プロサッカーリーグは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第23条に基づき、「スポーツ振興投票対象試合開催機構」に指定されており、投票の対象となる試合を公正かつ円滑に行うために今後も必要な経費である。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 法人番号4010405009937	スポーツ振興くじ助成金	12,000,000	-	平成27年4月24日	-	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会 法人番号9010405010725	スポーツ振興くじ助成金	450,000,000	-	平成27年4月24日	-	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人健康・体力づくり事業財団 法人番号5010405010431	スポーツ振興くじ助成金	10,504,000	-	平成27年4月24日	-	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人全日本スキー連盟 法人番号9011005000232	スポーツ振興くじ助成金	66,503,000	-	平成27年4月24日	-	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人全日本ボウリング協会 法人番号4010405010614	スポーツ振興くじ助成金	21,109,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人全日本柔道連盟 法人番号3010005018471	スポーツ振興くじ助成金	114,820,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 法人番号7011105006239	スポーツ振興くじ助成金	570,386,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 法人番号8011505001508	スポーツ振興くじ助成金	71,923,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本オリンピック委員会 法人番号6011005003378	スポーツ振興くじ助成金	347,955,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ゲートボール連合 法人番号8010405010494	スポーツ振興くじ助成金	10,985,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ゴルフ協会 法人番号2010005018596	スポーツ振興くじ助成金	18,687,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本サッカー協会 法人番号8010005018665	スポーツ振興くじ助成金	231,928,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本スケート連盟 法人番号50111005000302	スポーツ振興くじ助成金	133,715,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 法人番号4011005002761	スポーツ振興くじ助成金	10,753,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本セーリング連盟 法人番号4011005003776	スポーツ振興くじ助成金	31,280,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ソフトテニス連盟 法人番号3011005003777	スポーツ振興くじ助成金	54,219,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ソフトボール協会 法人番号2011005003761	スポーツ振興くじ助成金	10,416,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本テニス協会 法人番号5011005003791	スポーツ振興くじ助成金	25,813,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本バスケットボール協会 法人番号3011005003785	スポーツ振興くじ助成金	57,420,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本バレーボール協会 法人番号8011005003310	スポーツ振興くじ助成金	47,442,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ハンドボール協会 法人番号2011005000321	スポーツ振興くじ助成金	40,178,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 法人番号2010405003181	スポーツ振興くじ助成金	114,658,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本レクリエーション協会 法人番号1010005016683	スポーツ振興くじ助成金	41,099,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本レスリング協会 法人番号8011005000332	スポーツ振興くじ助成金	28,236,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本自転車競技連盟 法人番号3011005000304	スポーツ振興くじ助成金	66,097,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 法人番号7010005017932	スポーツ振興くじ助成金	77,027,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本水泳連盟 法人番号8011005003731	スポーツ振興くじ助成金	44,246,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本相撲連盟 法人番号5011105002140	スポーツ振興くじ助成金	15,730,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本体育協会 法人番号6011005003361	スポーツ振興くじ助成金	1,013,815,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本体操協会 法人番号7011005000309	スポーツ振興くじ助成金	15,327,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本卓球協会 法人番号8011005003756	スポーツ振興くじ助成金	99,564,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本陸上競技連盟 法人番号5011005003503	スポーツ振興くじ助成金	120,983,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本ウエトリフティング協会 法人番号3011005003760	スポーツ振興くじ助成金	14,746,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 法人番号3011005003224	スポーツ振興くじ助成金	16,000,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会 法人番号7020005009007	スポーツ振興くじ助成金	14,470,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 法人番号3010605002379	スポーツ振興くじ助成金	10,862,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本トライアスロン連合 法人番号6011005003774	スポーツ振興くじ助成金	101,128,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本フエニング協会 法人番号4011005000146	スポーツ振興くじ助成金	50,251,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本プロサッカーリーグ 法人番号8010005018599	スポーツ振興くじ助成金	58,598,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本ボート協会 法人番号2011005000148	スポーツ振興くじ助成金	33,631,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟 法人番号4010505001199	スポーツ振興くじ助成金	31,907,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本馬術連盟 法人番号9010005018664	スポーツ振興くじ助成金	19,694,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人全日本柔道連盟 法人番号3010005018471	スポーツ振興基金助成金	20,277,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本セーリング連盟 法人番号4011005003776	スポーツ振興基金助成金	13,595,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本テニス協会 法人番号5011005003791	スポーツ振興基金助成金	13,262,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ハンドボール協会 法人番号2011005000321	スポーツ振興基金助成金	10,000,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 法人番号7010005017932	スポーツ振興基金助成金	18,284,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本体育協会 法人番号6011005003361	スポーツ振興基金助成金	42,299,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本体操協会 法人番号7011005000309	スポーツ振興基金助成金	16,966,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本スポーツチャリティ協会 法人番号7020005009607	スポーツ振興基金助成金	10,919,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本テニスマスターズ協会 法人番号4010405010374	スポーツ振興基金助成金	10,903,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本トライアスロン連合 法人番号6011005003774	スポーツ振興基金助成金	13,560,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益社団法人日本フェンシング協会 法人番号4011005000146	スポーツ振興基金助成金	10,772,000	—	平成27年4月24日	—	公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ソフトボール協会 法人番号2011005003761	競技強化支援事業助成金	10,000,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター 法人番号 5011105002256	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 法人番号2010405003181	競技強化支援事業助成金	10,000,000	—	平成27年4月24日	—	公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	科学技術振興機構 法人番号 4030005012570	公益財団法人国立京都国際会館 法人番号1130005012365	会場使用料	20,999,943	—	平成27年12月11日	—	公財	国認定	当該支払は、世界各国から産・学・政・官のトップクラスが毎年参加する国際会議の会場借料である。 日本文化を世界に発信する拠点として最もふさわしい都市・京都に位置し、当該国際会議を開催するための施設規模及び機能を有する会議場は他になく、他の会議場を選定することはできないため、適切である。	有
文部科学省	日本芸術文化振興会 法人番号 7010005006877	公益財団法人ニッセイ文化振興財団 法人番号3010005014504	芸術文化振興基金助成金（「ニッセイ名作シリーズ ニッセイ名作鑑賞教室 2015/NISSAY OPERA 2015 オペラ「ドン・ジョヴァンニ」に対して」）	14,022,000	—	平成27年5月28日	—	公財	国認定	芸術文化振興基金助成金による助成金は、年度毎に下記により適正に交付されている。 ・助成対象活動の採択に当たっては、芸術文化振興基金運営委員会（文化芸術に関して優れた識見を有する15名以内の運営委員で構成）を設置するとともに、さらにその下に分野別の4部会と13専門委員会を設置し、各分野の実情と特性に応じた厳正な審査を行っている。 ・上記の審査に先立ち、助成金募集案内及びホームページにおいて審査基準を公表しているほか、助成対象活動の決定後は、助成対象活動名、助成対象団体名、助成金交付予定額、審査方法及び審査に当たった委員の氏名等を公表し、透明性を確保している。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)		
											継続支出の有無	
文部科学省	日本芸術文化振興会 法人番号 7010005006877	公益社団法人日本劇団協議会 法人番号7011105005414	芸術文化振興基金助成金（「高校生のための巡回公演」に対して）	16,022,000	—	平成27年6月15日	—	公社	国認定	芸術文化振興基金助成金による助成金は、年度毎に下記により適正に交付されている。 ・助成対象活動の採択に当たっては、芸術文化振興基金運営委員会（文化芸術に関して優れた識見を有する15名以内の運営委員で構成）を設置するとともに、さらにその下に分野別の4部会と13専門委員会を設置し、各分野の実情と特性に応じた厳正な審査を行っている。 ・上記の審査に先立ち、助成金募集案内及びホームページにおいて審査基準を公表しているほか、助成対象活動の決定後は、助成対象活動名、助成対象団体名、助成金交付予定額、審査方法及び審査に当たった委員の氏名等を公表し、透明性を確保している。		有
文部科学省	日本芸術文化振興会 法人番号 7010005006877	公益社団法人日本児童青少年演劇協会 法人番号4010005006178	芸術文化振興基金助成金（「児童青少年演劇地方巡回公演」に対して）	10,022,000	—	平成27年6月15日	—	公社	国認定	芸術文化振興基金助成金による助成金は、年度毎に下記により適正に交付されている。 ・助成対象活動の採択に当たっては、芸術文化振興基金運営委員会（文化芸術に関して優れた識見を有する15名以内の運営委員で構成）を設置するとともに、さらにその下に分野別の4部会と13専門委員会を設置し、各分野の実情と特性に応じた厳正な審査を行っている。 ・上記の審査に先立ち、助成金募集案内及びホームページにおいて審査基準を公表しているほか、助成対象活動の決定後は、助成対象活動名、助成対象団体名、助成金交付予定額、審査方法及び審査に当たった委員の氏名等を公表し、透明性を確保している。		有
文部科学省	日本芸術文化振興会 法人番号 7010005006877	公益財団法人文楽協会 法人番号2120005015211	芸術文化振興基金助成金（「文楽地方公演 10月・3月（全国）」に対して）	20,022,000	—	平成27年6月15日	—	公財	国認定	芸術文化振興基金助成金による助成金は、年度毎に下記により適正に交付されている。 ・助成対象活動の採択に当たっては、芸術文化振興基金運営委員会（文化芸術に関して優れた識見を有する15名以内の運営委員で構成）を設置するとともに、さらにその下に分野別の4部会と13専門委員会を設置し、各分野の実情と特性に応じた厳正な審査を行っている。 ・上記の審査に先立ち、助成金募集案内及びホームページにおいて審査基準を公表しているほか、助成対象活動の決定後は、助成対象活動名、助成対象団体名、助成金交付予定額、審査方法及び審査に当たった委員の氏名等を公表し、透明性を確保している。		有
文部科学省	日本芸術文化振興会 法人番号 7010005006877	公益財団法人サントリー芸術財団 法人番号6010405008235	芸術文化振興基金助成金（「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2015」に対して）	13,022,000	—	平成27年7月3日	—	公財	国認定	芸術文化振興基金助成金による助成金は、年度毎に下記により適正に交付されている。 ・助成対象活動の採択に当たっては、芸術文化振興基金運営委員会（文化芸術に関して優れた識見を有する15名以内の運営委員で構成）を設置するとともに、さらにその下に分野別の4部会と13専門委員会を設置し、各分野の実情と特性に応じた厳正な審査を行っている。 ・上記の審査に先立ち、助成金募集案内及びホームページにおいて審査基準を公表しているほか、助成対象活動の決定後は、助成対象活動名、助成対象団体名、助成金交付予定額、審査方法及び審査に当たった委員の氏名等を公表し、透明性を確保している。		有
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人がん研究会 法人番号1010605002372	H27科研究費補助金[特定奨励費]	143,650,000	—	平成27年7月3日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。		有
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人実験動物中央研究所 法人番号9020005009695	H27科研究費補助金[特定奨励費]	70,000,000	—	平成27年7月3日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。		有
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人東洋文庫 法人番号7010005002991	H27科研究費補助金[特定奨励費]	68,000,000	—	平成27年7月3日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。		有
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人がん研究会 法人番号1010605002372	H27科研究費補助金[特定奨励費]	143,650,000	—	平成27年10月30日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。		有
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人実験動物中央研究所 法人番号9020005009695	H27科研究費補助金[特定奨励費]	41,200,000	—	平成27年10月30日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。		有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人東洋文庫 法人番号7010005002991	H27科研費補助金[特定奨励費]	42,000,000	—	平成27年10月30日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。	有
文部科学省	日本学術振興会 法人番号 1010005006890	公益財団法人山階鳥類研究所 法人番号2040005016886	H27科研費補助金[特定奨励費]	16,000,000	—	平成27年10月30日	—	公財	国認定	公募事業のため競争性が確保されている。	有
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構 法人番号 1013205001281	公益財団法人日本医療機能評価機構 法人番号5010005016639	産科医療補償制度掛金	257,616,500	-	平成27年4月30日 5月29日 6月29日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月28日 平成28年1月31日 2月29日 3月31日	-	公財	国認定	問題は認められない(当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療補償制度上必要不可欠なものである。)	有
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構 法人番号 6040005003798	公益財団法人日本医療機能評価機構 法人番号5010005016639	産科医療補償制度掛金	93,093,500	-	平成27年4月10日 4月27日 4月30日 5月12日 5月27日 5月29日 6月10日 6月27日 6月29日 6月30日 7月10日 7月27日 7月31日 8月27日 8月29日 8月31日 9月10日 9月27日 9月28日 9月30日 10月10日 10月27日 10月30日 11月10日 11月27日 11月28日 11月30日 12月27日 12月28日 12月30日 平成28年1月10日 1月17日 1月27日 1月29日 2月10日 2月27日 2月29日 3月10日 3月27日 3月28日 3月31日	-	公財	国認定	問題は認められない(当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療保障制度上必要不可欠なものであるため。)	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
厚生労働省	国立研究開発法人国立がん研究センター 法人番号 6010005015219	公益財団法人がん研究会 法人番号1010605002372	がん研究開発費外部分担研究者への配分	14,350,000	-	平成27年6月30日 7月16日	-	公財	国認定	問題なし(分担研究者への開発費の配分である為)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター 法人番号 3120905003033	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 法人番号3010405001069	脳死下臓器提供の費用配分	13,698,160	-	平成27年4月30日 5月29日 6月30日 平成28年1月29日 2月29日 3月31日	-	公社	国認定	問題なし(実施する業者は日本臓器移植ネットワークのみであることを確認)	有
厚生労働省	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 法人番号 6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構 法人番号5010005016639	産科医療補償制度掛金	33,966,000	-	平成27年4月27日 5月27日 6月29日 7月27日 8月27日 9月28日 10月27日 11月27日 12月28日 平成28年1月29日 2月29日 3月29日	-	公財	国認定	問題なし(制度上必要不可欠であり、当該法人以外の者は存在しない。)	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人配合飼料供給安定機構 法人番号9011205001658	平成26年度飼料穀物備蓄対策事業	544,182,403	-	平成27年4月28日	-	公社	国認定	事業の性質上、事業実施主体が限定	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益財団法人日本食肉消費総合センター 法人番号5010405001026	平成26年度食肉流通改善合理化支援事業(大口食肉需要者安定供給支援事業)	11,287,100	-	平成27年4月30日 5月11日	-	公財	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行っている。また、応募者にかかわらず、審査委員会において基準を満たした者のみを事業実施主体候補者としている。	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人中央畜産会 法人番号9010005013847	平成26年度畜産特別支援資金融通事業(大家畜・養豚特別支援資金)	175,493,571	-	平成27年5月14日	-	公社	国認定	初年度に公募を実施。 事業実施期間中(平成20年度～平成49年度)	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人中央畜産会 法人番号9010005013847	平成26年度家畜防疫互助等推進事業(中央推進事業)	37,519,011	-	平成27年5月29日	-	公社	国認定	平成26年度をもって終了した事業	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人中央畜産会 法人番号9010005013847	平成27年度畜産特別支援資金融通事業(家畜飼料特別支援資金融通事業)	618,552,448	-	平成27年6月18日 10月8日	-	公社	国認定	初年度に公募を実施。 事業実施期間中(平成19年度～平成33年度)	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人中央畜産会 法人番号9010005013847	平成27年度畜産特別支援資金融通事業(大家畜・養豚特別支援資金)	647,385,982	-	平成27年6月19日 10月8日 12月24日	-	公社	国認定	初年度に公募を実施。 事業実施期間中(平成24年度～平成54年度)	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人中央畜産会 法人番号9010005013847	平成27年度畜産特別支援資金融通事業(家畜疾病経営維持資金融通事業)	44,169,810	-	平成27年6月19日 10月8日	-	公社	国認定	初年度に公募を実施。 事業実施期間中(平成13年度～平成33年度)	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人配合飼料供給安定機構 法人番号9011205001658	平成27年度飼料穀物備蓄対策事業	1,764,787,567	-	平成27年6月26日 7月30日 9月28日 10月29日 12月24日 平成28年1月28日 3月29日	-	公社	国認定	事業の性質上、事業実施主体が限定	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人日本食肉市場卸売協会 法人番号6010005004072	平成27年度食肉流通改善合理化支援事業(食肉卸売市場機能強化事業)	45,580,066	-	平成27年10月30日 平成28年1月29日 3月18日	-	公社	国認定	事業の性質上、事業実施主体が限定	有
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益財団法人日本食肉消費総合センター 法人番号5010405001026	平成27年度食肉流通改善合理化支援事業(大口食肉需要者安定供給支援事業)	14,155,902	-	平成27年12月10日	-	公財	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行っている。また、応募者にかかわらず、審査委員会において基準を満たした者のみを事業実施主体候補者としている。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											継続支出の有無
農林水産省	独立行政法人農畜産業振興機構 法人番号 4010405003683	公益社団法人畜産技術協会 法人番号3010005003795	平成27年度国産畜産物安心確保等支援事業(快適性に配慮した家畜の飼養管理推進事業)	15,000,000	-	平成28年2月19日	-	公社	国認定	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行っている。また、応募者にかかわらず、審査委員会において基準を満たした者のみを事業実施主体候補者としている。	有
国土交通省	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (4020005004767)	公益財団法人鉄道総合技術研究所 (3012405002559)	鉄道技術開発費補助金	210,000,000	-	平成28年4月22日 (平成27年4月10日)	-	公財	国認定	当該補助金は、鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、(公財)鉄道総合技術研究所を始め技術研究組合、鉄道事業者、メーカー等の鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する法人が行う、安全対策、環境対策に係る技術開発等に要する費用の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、効率的な執行の観点から機構において交付するものであり、(公財)鉄道総合技術研究所は当該補助金の交付を受けている法人の一つである。当該補助金の交付に当たっては、国土交通省に設置された各分野の専門家からなる鉄道技術開発課題評価委員会において、より効率的、効果的な技術開発にするため、必要性、効率性及び有効性の観点から事前評価が行われた技術開発に対して交付を行っている。また、同様の観点で事後評価も行われており、今後とも当該支出の透明性を図るため、適切に実施していく。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。